

令和 7 年度第 1 回堺市アスベスト対策推進庁内委員会 議事要旨

日 時：令和 7 年 5 月 9 日（金） 10 時 00 分～10 時 35 分

場 所：堺市役所本館 3 階 大会議室第 1 会議室

議 題：報告事項 1. 堺市アスベスト対策の取組体制

2. 令和 6 年度の取組実績

審議事項 1. 令和 7 年度の取組予定（継続して実施するもの）

2. 令和 7 年度における新たな検討事項

開会

（環境局長）

- ▶本市のアスベスト対策は、平成 29 年度に対策本部を立ち上げ、これまで様々な取組を進めてきたが、今後は実務に近接した対応を行うため取組体制の改正を行った。
- ▶老朽建築物の解体の増加や災害リスクの高まりに加え、阪神淡路大震災から 30 年が経過しアスベスト疾患発症の懸念など、社会情勢の変化を敏感に捉えたより実践的な取組を行っていくことが必要である。
- ▶私自身も 3 月にアスベスト患者の方と面談し、飛散防止をはじめとした対策の重要性を改めて実感した。
- ▶本庁内委員会は、昨年度までの対策本部から体制を改正して第 1 回目の会議となるので、充実した議論となるよう遠慮なくご意見をいただきたい。

議事説明及び質疑応答

報告事項 1. ～2. について環境共生課アスベスト担当説明（委員会資料 P.2～8）

（質疑）なし

審議事項 1. について環境共生課アスベスト担当説明（委員会資料 P.9～11）

（質疑）

- ▶市有建築物対策の中で「点検管理マニュアルの充実」とは現時点で具体的にどのように考えているか。
→市有建築物の各施設管理者からの相談や質問のうち必要なものをマニュアルに反映させる。
- ▶各施設の点検管理に対して、市有建築物対策チームと事務局の役割は今までどおりか。
→点検依頼の通知はこれまでどおり環境共生課から行うが、チームではこれまでの点検管理を通じて感じている課題など、各部署の実情に応じた方法について検討したい。
→検討の進め方については、チーム長と環境共生課アスベスト担当が相談して決める。

（決議）審議事項 1. について承認

審議事項 2. について環境共生課アスベスト担当説明（委員会資料 P.12～16）

（質疑）

- ▶今年度の新たな検討項目として「レベル 1 除去工事における管理精度の確保」について情報共有や意見交換をお願いしたい。
→いただいた意見については、チーム会議の中で検討させていただく。
- ▶市有建築物対策チームは、市の施設におけるアスベスト含有建材の管理が最も重要な取組項目であり、スケジュールを明確化しながら取り組んでいきたい。

→年度当初にその年度の取組を決める庁内委員会を開催し、年度末に実績を確認する委員会を開催する。今年度は新体制になって最初の年度であるため、何回開催するかというのは明確には決められないため、必要に応じて開催することになる。

→次回は、この庁内委員会以降に検討する項目についてその進捗に合わせて開催することを想定している。

(決議) 審議事項 2. について承認

事務連絡

- ▶ 今後開催するチーム会議の日程調整を各チーム長と相談しながら進めたい。また各チームの取組の報告については基本的に各チーム長にお願いしたい。
- ▶ 6月14日にベルランド病院でアスベスト患者と家族の会主催の講演会がある。ぜひ参加していただきたい。

閉会